平成２７年（フ）第２５８号
兵庫県赤穂郡上郡町竹万2330番地　ハイツあゆみＢ棟402号
債務者　高尾　真澄
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第５０８号
広島県東広島市八本松南４丁目７番５号　隠善アパートＮｏ．１　１－２号
債務者　梶川ミユキ
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５０９号
広島県廿日市市地御前３丁目18番15―202号
債務者　周防　和馬
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９９号
広島県福山市加茂町大字下加茂196番地１
債務者　ｇａｕｓｈｅこと　正門　　純
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第１１８号
広島県福山市春日町浦上551番地16
債務者　玉井　光代
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第８０号
愛媛県新居浜市田の上４丁目５番26号
債務者　伊藤　祐子
1　決定年月日時　平成27年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２７年（フ）第１３０号
福岡県久留米市国分町1285番地１　ＩＴ国分ビル301号、前住所福岡県久留米市諏訪野町1792番地１　ユーハイム諏訪野リベックス807
債務者　笠　　征治
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第１３１号
福岡県久留米市国分町1285番地１　ＩＴ国分ビル301号、前住所福岡県久留米市諏訪野町1792番地１　ユーハイム諏訪野リベックス807
債務者　天野　珠美
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第１３８号
福岡県久留米市三潴町早津崎718番地１　吉原コートハウス東側、前住所京都市山科区西野様子見町１番地２　山科団地１棟351
債務者　島松　真弓
1　決定年月日時　平成27年７月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第１３９号
福岡県久留米市宮ノ陣１丁目11番1113号
債務者　三嶋タカ子
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第１２号
大分県豊後大野市大野町田中1819番地41　県営もみじヶ丘住宅ＭＲ－２－303
債務者　矢野　麻美
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
大分地方裁判所竹田支部

平成２７年（フ）第１３号
大分県竹田市大字君ケ園1149番地３
債務者　川口　真美
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
大分地方裁判所竹田支部

平成２７年（フ）第１９０号
宮崎市佐土原町石崎２丁目10番地７
債務者　岩切住建こと　岩切　輝雄
1　決定年月日時　平成27年７月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１９５号
宮崎市吉村町寺ノ前甲2882番地19
債務者　石塚　雅幸（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１９６号
宮崎市吉村町寺ノ前甲2882番地19
債務者　石塚　和江（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１７号
沖縄県名護市大南４丁目４番20―201号　プランハウス大南
債務者　仲村ひとみ（旧姓我喜屋）
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２７年（フ）第５５号
福島県郡山市菜根１丁目17番５号　沖野住宅１号
債務者　物井　**初**技
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係